

2005年11月2日

甲良町監査委員（川村・大町）様

意見陳述メモ

滋賀県犬上郡甲良町在士 463 番地
西澤伸明

**「同和対策事業」の名による不正・利権の象徴か。
土地代金も、固定資産税も徴収せず20年近く放置……
これが「公平・公正な町」と言えるのか！！**

山本日出男町長は1億6770万円を町に支払え！！

この監査請求を提出しようと考えた強い動機は、同和対策事業の中でも中心中の中心、住環境整備・格差の是正、不良住宅の除却に留まらず、「地区」住民の持ち家願望を支援し、もって住民の自立を促進する事業。財政規模からも莫大な税金が投入された。そのなかで不正や利権がまかり通る。このような事態を放置しておけば「同和対策事業」そのものが否定的批判を受けることに弁明の余地がなくなる。短期間に格差を是正する「同和対策事業」の評価をゆがめる。

部落問題の解決は歴史的に人為的に権力者によってつくられ、残渣としてこびりついた差別を、住民の納得と合意・自主的交流を通して解消するもの。また、差別の根源となっている貧困など根本問題を解決する事にあります。

同時に法が終了し、実態上も「部落」を問題にする必要のなくなった良き時代に入りつつあるにもかかわらず、利権にむらがり、「同和」を食物にしているごく一部の幹部の横暴・威圧が「同和问题」解決に逆行している現状が存在する。

町有地不正占有問題に「けじめ」をつけることが、とりわけ、この甲良町で必要だと強く思ったからにはほかならない。

、監査請求の概要

1、山本町長の地位と権限、長期の在任期間から判断して、山本町長が分譲代金等相当額、固定資産税相当額等を補填すべき。

補填すべき額の試算 * 分譲代金相当額 1億6587万7660円

* 固定資産税相当額（土地のみ）150万9690円

* 農地賃貸料相当額 32万1888円

合計1億6770万9238円

個々の「占有者」の不当・不法を問題にしているのではない。

2、どのような損害か？

課税・徴収を怠る事実、財産管理を怠る事実＝

同和対策事業による宅地造成は本来「見込み」で造成するものではない。全体で49筆・約16000㎡の未処分地。

上記の内12箇所(約4337㎡)が代金未納のまま、居宅や事務所、庭石などで占拠・占有されている状態を放置。現在は7ヶ所約2791㎡である。固定資産税も課税されていない。

農地の無償貸与

地方財政法により普通公共財産を無償で貸す事は禁止

3、占有期間

*「古くて昭和60年後半から」

*本町の事業説明書によれば、小集落改善事業の認可は昭和51年

上記の事情からも未処分地・占有地の期間を個々に精査する必要がある。

4、請求額の試算

分譲代金相当額

*未処分地全体14306.60㎡ - 「納入地」1546.78㎡ = 12759.82㎡

×売却単価13000円/㎡ = **1億6587万7660円**

*内「占有地」については**3629万5090円**

*平成15年12月議会では担当課長は「1万1000㎡、金額にして**9680万円**ぐらいの今後売却必要な財産」と答弁している。

固定資産税相当額(土地のみ)は、「同和軽減0.7」、法終了後8年 = 1,509,690円

農地無償貸与：賃貸料相当額、平成17年3月1日公示の標準小作料 = ほじょう整備田で1反14000円を例に試算。期間は約12年間。合計で32万1888円

5、山本町長の責任

*「議員時代を含めると34年の長きにわたり甲良町の地方政治の中枢にこの身を置いた」

*「努力不足」で済む問題ではない。何らかの密約なり、毅然として法的にも「請求」出来ない理由(わけ)が存在すると解さざるを得ない。

*町長の権限と責任を全く果たさなかった。

西澤議員の「財産管理がルーズになっている」との質問に答えて、平成16年9月17日本会議：「事業を進めていく中で、地区内に残地が残ったり、残地の払下げをめくって、いわゆる希望者がいろいろ希望を述べ合って、なかなか整理がつ

かない。そういった中で、十分、町有地が、事業用地が整理できていないということは認識をしておりました。」

*このような現状を議会議員の時代から山本町長は「解放同盟」の役職につき、呉竹支部の支部長も歴任しており、「甲良町の地方政治の中枢に」深く、且つ長期にかかわっていながら、解決のため何ら方策を実行してこなかった責任は免れ得ない。

*実質の同和対策事業を部落解放同盟が実質牛耳る同和対策促進協議会（「同促」と略称）に権限などをあたえる「窓口一本化」の弊害が整理・克服されないまま今日に至っている。全くの無反省がもたらした明確な失政と言わざるを得ない。

6、根拠となる法律

地方自治法第2条 13項は「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めている。

地方財政法第3条2項は「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、且つ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と定め、

同法第4条2項は「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない」と明記している。

刑事訴訟法第239条第2項は公務員が職務遂行上違法を認知した場合の告訴・告発の義務を課している。

、山本町長の任期終了との関係

- 1、行政手続・訴訟は長が交代しても新しい長に引き継がれる。
- 2、新しい町長が山本日出男氏に損害賠償を求めるか、占有者から代金等を徴収するならば、本訴えは役割を終える予定。

、その他

- 1、なぜ、残地全てを損害の対象としたのか？

民間開発事業ではなく、税金を投入した事業であること。

同和対策事業の性格上。

「限られた期間のうちに事業を終わらねばならないことで登記など整理のつかないうちにでも住宅建設を容認した」と一部で言われているが、「期限法」をもともと認識していたもので、請求書で述べたとおり、「法の終了後」も「事業残地」が存在すること事態が、失政に値する。山本町長在任数年ならいざしらず、全く言い訳にならない。

その上、分譲代金を徴収せず住宅建設等を容認してきた。

2、「同和対策事業」の名による無法容認しない証を！！

特別体制・特別財政を投入し、短期間で格差是正を達成する目的の「同和対策事業」は是とし、国に求めてきた。しかし、それを悪用した無法や運動団体に実質権限を与えた「窓口一本化」による運動団体の住民支配を許してはならない。

甲良町当局は、この占有問題も正義の立場で解決をつけ、同和対策事業自体が無法や違法と無縁だと証明する責任がある。本町では避けて通れない課題のひとつだと考えている。

3、この不可解、奇妙奇天烈な事態が、なぜ起きたのか、実態の解明を行い、ゆがみの根源がなくなるよう世論に呼びかけていく。

、地方自治法第242条第2項の一年を経過している問題について。

地方自治法第242条第2項の『当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。』との規定は、同条第1項中の前段『公金の支出、財産の取得、財産の管理・処分、契約の締結・履行・義務』にかかわる4つの行為とするのが通例であり、本請求は、同条第1項にある『怠る事実』に該当するため、地方自治法第242条第2項の適用は受けない。さらに、滋賀県監査委員会発行の監査請求に関する説明資料によれば、「1年を経過したときは」の適用を受ける監査請求の対象は、地方自治法第242条第1項の前段部であることを教示している。そして、『49筆の未処分地』と『12ヶ所の不法占有状態』が明らかになったのは平成16年11月5日の公開資料であり、それ以前は、部分的な情報に過ぎない。また、本請求で述べている『怠る事実』は、毎年毎年、いや、日々徴収や管理をしなければならぬ義務を怠ったために生じたものであるため、『当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したとき』に当たらない。よって、地方自治法第242条第2項のただし書き『正当な理由があるときは、このかぎりでない。』に該当する。

、監査委員への要請

- 1、情報公開請求で明らかになった以降「納入済み、分割納入中」の証拠確認。
- 2、この問題の鍵を握る同促会長と部落解放同盟呉竹支部・長寺支部の歴代の支部長を自治法と町条例に基づいて参考人として事情聴取すべきだと考えます。
- 3、個々の占有者については、それぞれの言い分があると思います。が、代金が徴収されておらず、固定資産税も課税されていない現状から、何らかの代替処置があったのか、何らかの念書等により徴収されない理由が存在したのか、分譲に際して

の条件等を町当局が実行していないのか、それとも全くの不正な占有なのか、それぞれの事情を明らかにする必要があると考えます。

4、とりわけ、山本町長には、この町有地不正占有問題にどのように取り組み、占有相手方にどのような対応をされたのか、直接面談し代金の請求なり立ち退きなり、毅然と対応を行ってきたのか聴取するよう要請します。